

大和市教育委員会 4 月定例会

日 時 平成 27 年 4 月 23 日

午前 10 時 00 分

場 所 本庁舎 2 階教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 4 教 育 長 の 報 告
- 5 議 事

日程第 1 (報告第 5 号) 大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

- 6 そ の 他
- 7 閉 会

報告第 5 号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 27 年 4 月 23 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月13日

大和市教育委員会

委員長

着 蔭 文 雄

大和市教育委員会規則第14号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会公印規則（昭和42年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表職印の表学校長印の項の次に次のように加える。

学校長職務 代理者印	てん書	方 2 1	大和市立 何々 学校長職務 代理者印	学校長職務代 理者名をもつ て発する文書	学校長
---------------	-----	-------	-----------------------------	----------------------------	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市教育委員会公印規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案							現行						
○大和市教育委員会公印規則 昭和42年3月24日教委規則第1号 職印							○大和市教育委員会公印規則 昭和42年3月24日教委規則第1号 職印						
名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	用途	管理者		名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	用途	管理者	
学校長印	てん書	方 21	大和市立 何々 学校長印	学校長名を もって発す る文書	学校長		学校長印	てん書	方 21	大和市立 何々 学校長印	学校長名を もって発す る文書	学校長	
学校長職務代理者印	てん書	方 21	大和市立 何々 学校長職務代理者印	学校長職務代理者名を もって発す る文書	学校長		(新規)						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。